

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

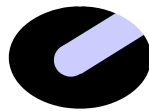
研究所だより

No. 248

2009 10

CONTENTS

視点・論点		
— 25%削減の意味するもの —	1
I. 第18回 日韓建設経済ワークショップについて	2
II. 「中小建設企業のための内部統制向上ガイドライン」活用の勧め	5
III. 建設業景況調査について	11
IV. 建設関連産業の動向 —管工事業—	23



RICE

財団法人 **建設経済研究所**

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33 N.P.御成門ビル8F

TEL: (03)3433-5011 FAX: (03)3433-5239

URL: <http://www.rice.or.jp>

25%削減の意味するもの 常務理事 桜井 康好

鳩山総理が就任早々、わが国の温室効果ガス削減目標として90年比25%を国際的に宣言したことが議論を呼んでいる。

前政権が今年6月に掲げた05年比15%削減（90年比では8%削減）を大幅に上回る目標であり、産業界を中心にその実現を危ぶむ声があるのは不思議ではない。

しかしながら、わが国政府は既に長期目標として2050年までに現状から60～80%削減することを「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月）で決定しており、2020年までの中期目標としてどのような水準を掲げるかは、いわば低炭素社会をどのようなスピードで構築していくかという問題である。

いずれにせよ国別の削減目標が決まるのは今年12月のコペンハーゲンの条約締約国会合（COP15）であり、今後は熾烈な国際交渉が予想される。

ただ、新政権が温暖化対策の高い目標を掲げたことは、わが国が温室効果ガスの削減のための施策＝低炭素社会構築のための施策を格段に強化する必要があることを意味する。

もちろん、温室効果ガスの削減目標の達成には森林などの吸収源の確保、京都メカニズムによる海外での削減もカウントされることになるだろうが、エネルギー消費による二酸化炭素排出量の削減が中心になることは間違いない。

大幅な二酸化炭素排出量の削減には、エネルギーの供給側で言えば原子力発電の拡充、再生可能エネルギーの大幅導入など1次エネルギーの脱炭素化を進めなければならない。

エネルギーの需要側においても、産業構造の変化（エネルギー多消費産業の比率低

下）は避けられないであろうし、現在のレシプロエンジン自動車から電気自動車や燃料電池自動車への転換も進むであろう。

再生可能エネルギーと蓄電池として機能する電気自動車の普及は新しい電力網であるスマートグリッドの導入によって全く新しい地域エネルギー体系を作り出すだろう。

業務部門と民生部門の対策として最も重要な住宅・建築物からの排出を削減するためには、新築ばかりでなく既存のストックの省エネも進めなければならない。建設企業は断熱、制御、設備を含めたトータルなシステムとして建物の省エネを実現する重要な役割を果たさなければならない。ゼロ・エミッション・ビル（ZEB）を目指し、革新的な技術開発も期待したい。建築物の省エネの要請はESCO事業のようなソリューション・ビジネスのチャンスであり、建設企業はその担い手として期待される。ビルなどのファシリティマネジメントの重要性も高まるであろう。

また、海外からクレジットを取得するCDM事業の創出にも建設企業の活躍が期待される。

政府は、住宅・建築物の分野での規制措置と政策誘導措置（税制優遇、補助等）の強化などにより、取り組みを格段に加速しなければならない。

また、住宅・建築物という単体対策だけでなく、低炭素社会にふさわしい新しい都市のあり方、国土のあり方を明らかにしなければならない。政府は、低炭素社会の都市構造、国土構造の2050年の長期ビジョンを示す必要がある。その際には、低炭素社会への転換を促す税制や排出量取引のような社会システムも明らかにされなければならないであろう。

I. 第 18 回 日韓建設経済ワークショップについて

2009年9月16日（水）から9月18（金）にかけて、名古屋市において第18回日韓建設経済ワークショップが開催されました。概要は下記のとおりです。

1. 日韓建設経済ワークショップの概要

日韓建設経済ワークショップは、両国の建設系シンクタンクのコラボレーションを目的としている。建設経済研究所と韓国国土研究院（KRIHS）との協定に基づき、第1回の会議が1990年に開催され、第10回会議からは韓国建設産業研究院（CERIK）が加わって3者による開催となった。開催国を日本と韓国とで交互に担当しながら、今回で18回目を迎えている¹。本ワークショップでは日韓両国の建設経済に関して、建設行政や建設産業の最新動向をフォローしつつ、幅広く情報交換を行っている。

また今回は、韓国の建設事情に精通された（財）不動産適正取引推進機構の周藤利一研究理事にご参加いただき、多大なご助力をいただいたことについて、あらためてこの場で御礼を申し上げる。



¹ 基本的に毎年開催しているが、アジアコンストラクト会議との兼ね合いで開催しなかった年がある。

2. 今回のテーマの概要

Session1

・日本 マクロ経済の展望²と建設産業

➤実質 GDP の年度成長率は 2009 年度▲3.6%、2010 年度 0.8%と見込む。

2009 年度は補正予算による追加政府投資が経済全体の落ち込みを支え、2010 年度は外需による寄与により経済全体は若干持ち直すことが予想されるが、今後の建設投資、政府支出等の国内需要の動きは不透明であり、世界経済の動きとともに、見通しは依然厳しい状況である。

➤2009 年度の名目建設投資の伸び率の予測値は▲2.9%。景気対策による政府投資の増加を民間投資の大幅な減少が上回る。2010 年度も建設投資は減少すると予測する。

・韓国 マクロ経済と建設産業の傾向と展望³

➤実質 GDP 成長率は、昨年の世界経済不況により激しく落ち込んだが、2009 年に入り四半期ベースの推移で輸出や個人消費などに持ち直しの傾向がみられ、全体として回復に向かっている。

➤2009 年上半期の建設受注実績は、減少する民需を官需で補う状況が続いており、受注に占める官需の比率はアジア通貨危機後に匹敵する高水準となっている。

Session2

・日本 建設産業と環境市場

➤温室効果ガス排出量の削減余地は、民生部門の建築物に多く存在する。

➤土壌浄化や CDM プロジェクトなども建設企業のビジネスチャンスとして注目される。

・韓国 グリーン・コンストラクション政策とその促進

➤四大河川の再生は韓国のグリーン・ニューディールの象徴的なプロジェクトである。

➤高速鉄道の整備や建築物のグリーン化にも多額の投資が見込まれる。

² 2009 年 7 月発表の当研究所の建設経済予測による

³ 韓国側資料のタイトルは仮訳。以下同じ

Session3

- ・日本 建設企業の経営改善
 - ゼネコンは自社施工体制から元下間の分業による施工へと変質してきたが、これは現在のバリューチェーンの均質化による競争力低下をもたらしている可能性がある。
- ・韓国 公共建設市場における中小企業の保護策と、中小企業経営改善の方向性
 - 中小建設企業の保護育成を目的として、公共調達の際に実施される各種の優遇策について紹介し、さらに国際比較を展開。
 - 保護だけではなく、自助努力による競争力強化も当然に必要である。

3. おわりに

日本と韓国とは地理的に近接しているのみならず、社会・産業構造等も大枠では類似している点が多い。アジア各国が広範囲から集まるアジアコンストラクト会議のような場では、各国事例を想像力を働かせて理解しなければならないこともあるが、日韓2ヵ国間の会議の場では相手国の事情が理解しやすいだけに、議論も活発なものとなる。特に前回の経済危機関連、今回の環境関連などタイムリーなテーマは双方の注目度が高い。

今回の韓国側の発表で注目に値すると考えられるのは、同国における公共建設投資の適時な実施が、民間建設投資の落ち込みを支え経済全体を持ち直しの方向に向かわせていること、また河川の総合的整備等における環境創造手法としての「グリーン・コンストラクション」の提唱実行が効果をあげていること等である。

国内事情の分析・考察の際に海外の事例を参考にするには、当研究所でもしばしば行っている。しかし、文献による海外事例調査のみでは、詳細な国情の違いやデータに現れてこない重要な背景について理解することは容易ではなく、表面的な（しばしば誤った）理解をしてしまう危険性もつねに存在する。極めてあたりまえのことではあるが、毎年このワークショップのような機会を得るたびに、**face to face** での議論の有用性にあらためて気づかされる。

(担当：研究員 柳澤 啓一)

Ⅱ. 「中小建設企業のための内部統制向上ガイドライン」活用の勧め

内部統制の向上は、大企業だけでなく中小建設企業にも求められています。国土交通省は、今年 5 月にガイドラインを発表し、取組みの推進を図っているところです。そこで、ガイドラインが解説しているわかりやすい内部統制向上の取組みについて御紹介します。

(財)建設経済研究所 研究理事 丸谷 浩明

国土交通省は、2009年5月に「中小建設企業のための内部統制向上ガイドライン～今、経営者に求められる、より健全かつ効率的な業務運営改善のために～」を公表しました。筆者は、このガイドラインの策定に当たった「建設業における内部統制のあり方に関する研究会」（座長：高野伸栄 北海道大学大学院工学研究科准教授）の委員を務めた。本稿では、その概要を読者の皆様に御紹介したい。

1. 中小建設企業の内部統制向上の必要性

「内部統制」といえば、読者の多くは大企業に求められているものと認識されているのではなかろうか。確かに、会社法、金融商品取引法では、内部統制の取組みを必要とする対象企業を資本金の額や上場しているかどうかに基づいて限定している。したがって、中小企業は、財務報告を適切に行うための内部統制の法定の義務を負っていない。それでは、なぜ今、中小建設企業に内部統制が必要と国土交通省は考えているのか。この点をガイドラインでは次のように説明しているので引用しよう。

建設産業は、国民生活や産業活動を支える社会資本整備を通じ、我が国の経済社会の発展に必要不可欠な産業です。しかし、公共事業の減少をはじめとした建設投資の減少や景気の悪化などにより、建設産業を取り巻く経営環境は非常に厳しく、経営の効率化・改善により、この状況を乗り切る努力が必要となっています。

また、昨今、建設工事を巡る事件・事故や財務、安全、品質におけるトラブルなど、建設産業の社会的評価に悪影響を及ぼす事例が発生しています。個々の建設企業には、「経営の透明性を確保すること」及び「社会の環境変化に伴い、従来のお勘に基づく経営ではなく明確な文書などに基づく経営を行うこと」が求められています。

とはいえ、貴社として何を対象にどのような取組みを行ったらよいかかわからないと感じられる方も多いかもしれません。そこで、本ガイドラインでは、この問題を解決する有効な方法の一つとして、「内部統制の向上」をお勧めします。

このように、内部統制は財務報告を適切に行うことにとどまらない。内部統制は、企業が

適正な運営を行うための仕組み、体制、管理システムを備え、それを運用することで達成されるものと理解すべきものである。また、ここでいう「適正な運営」には、「法令、業界ガイドライン、社会的規範、社内ルールなどに適合する」という意味があり、これはコンプライアンスとも呼ばれる。さらに、重大なミスを防ぎ、その面で業務の効率化を進めるという意味や、直面するリスクを管理し乗り越えるという意味も含むものである。

また、内部統制の向上の取り組みには、多額のコストや煩雑な手間をかけずに、日常的な努力で達成することができる部分も多くあるのである。

2. 内部統制向上のメリット

企業に内部統制が適切に機能していれば、次のようなメリットを期待できるといえる。

- (1) 法令、業界ガイドライン、社会的規範、社内ルールなどに適合した活動をする体制が整った企業として、発注者、取引先、社会から信頼を得ることが期待できる。
- (2) 厳しい経営環境下においても、重大なミスを犯さず、一部担当者の不正な行為も牽制で防ぐことができ、確実かつ効率的に業務が遂行できる体制を持つことができる。これにより、業績を安定させることも期待できる。
- (3) 重要社員の突然の退職から自然災害による被害まで、直面する様々なリスクに対して事前に備える体制を持つことにより、これらリスクによる経営存続の危機を乗り越えることが期待できる。

さらに、多くの建設企業において内部統制が推進され、企業活動が健全かつ効率的に営まれていることが社会に評価されることになれば、社会において建設産業の健全かつ良好なイメージが醸成され、産業全体としての価値が高まっていくことも期待される。

3. チェックのための事例と対策例の提示

このガイドラインの冒頭には、「簡易チェックのための事例」と「内部統制の向上の具体的な取組例」が示されている。これで、まず、中小建設企業が内部統制の向上に取り組むことの必要性や意義が簡潔に理解できるようになっている。以下がその引用である。

あなたの会社や関係会社で起こる心配はありませんか？ 下表の□にチェックをしてみましょう。

No.	簡単なチェックのための事例
Q 1 □	会社の経営方針として、従来は完成工事高や工事实績を優先することとしていたが、経営環境が厳しいため、適正な利益を重視し赤字工事は請け負わないよう方針転換をした。全社員に周知するつもりだったが徹底が遅れているうちに、施工部門が完成工事高、工事实績欲しさに利益ほぼゼロの価格で工事を受注してしまった。後から報告があったが後戻りできず、このままでは赤字工事になることが非常に心配だ。
Q 2 □	経営者として、現場からも経営や業務遂行についての率直な意見を定期的に聞くべきとはわかっていたが、実際は現場からの情報を吸い上げるきちんとした仕組みが

	できていなかった。その中で、ある工事現場で所長の不正が、経営者が知る前にマスコミや発注元へ情報が流れ、会社の信用ががた落ちになってしまった。
Q 3 □	協力会社には迷惑をかけず共存共栄を図るという経営方針を立てていたが、現場で廃棄物処理経費が当初考えていた額を大きく上回ったため、担当者が下請企業に処理経費をつけ回し支払額を不当に減額した。下請企業から強いクレームがあったが、現場から経営者に報告されず、下請企業が国土交通省の出先に駆け込んだ。下請たたきをする業者と思われ、立入検査もあるのではないかと心配している。
Q 4 □	早くから会社全体の情報システム化に取り組んできたので、他社よりも早く経理を情報システム化できた。しかし、システムに詳しい社員は担当者一人だけだったため、経理の重大ミスをチェックできず、取引先から決算書類に疑問を言われて精査し初めてミスが分かった。外部に出した決算を下方修正せざるを得ず、信用を失墜した。さらに、ミスをした社員は退社すると言い出し、後を引き継げる担当者がおらず頭を抱えている。
Q 5 □	発注者との確認事項や現場での調整結果は、細かいことでも記録に残しておくよう社員に指示していた。しかし、ある工事の担当者が急病で倒れたため、他の者が引き継いで工事を進めた際、前の担当者が設計変更を了解していたが記録が引き継がれず、当初の設計に基づいて工事がほぼ完成した段階で、発注者からの指摘があり、記録もみつかった。結局、自社負担でやり直し工事をするようになってしまった。

以上に示した事例については、以下のような対応策が考えられます。内部統制の向上の具体的な取組例です。

No.	対応策の例	解説
Q 1	<ul style="list-style-type: none"> ●経営方針やその狙い等を明確な言葉で表し、文書にする。 ●経営方針やその狙い等を文書で配布し、部署ごとに徹底させる。また、ホームページなどに掲載する。変更の場合も同様とする。 ●定例行事の際に全社員に説明する。 	<p>企業の経営方針等については、確実に全社員に伝わり、理解される必要があります。そのためには、全社員に伝達する機会を明確に作り、さらに、常に社員が見られる場所に示されていることが重要です。変更があったときも同様です。</p> <p>また、定期的に説明の場を持つことも有効です。</p>
Q 2	<ul style="list-style-type: none"> ●不正を見つけたとき経営者に容易に通報できる方法として、直接連絡できる携帯番号や専用メールアドレスを設ける。 ●通報者が不利にならないように、通報制度の仕組みを整備し、通報者保護の考え方などを文書にして周知徹底する。 	<p>不正を防ぐには、経営者の不正を認めない意思を周知することが重要ですが、合わせて、不正に気づいた人が誰でも経営者に容易に通報できる仕組みを設けることが有効です。</p> <p>さらに、通報しようとする人が通報による不利益を恐れないように、通報した本人の秘密が守られることや、通報者保護の仕組みを用意していることを明示することも必要です。</p>

Q 3	<ul style="list-style-type: none"> ● 下請企業からクレームがあった場合の経営者への報告や対応のルールを定め、社内に周知徹底する。 ● 経営層が定期的に各社員と対話し、経営方針等を共有する場を持つ。 ● 経営者、経営層が現場に足を運び、現場とのコミュニケーションを向上させる。 	<p>企業の信用やコンプライアンスに関わる可能性のある重要問題については、すぐに情報をつかめる体制を持ち、迅速に対応することが不可欠です。そのため、報告、連絡、相談等の仕組みを整備することが重要です。</p> <p>また、常に最新の状況を把握するには、経営者、経営層として、各社員や現場とのコミュニケーションを充実させることも重要です。</p>
Q 4	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要な業務や作業については、担当できる人を一人にせず、確認できる人や代わりに実施できる人を確保する。 ● 社内外の研修等を活用し、社内に確認や業務・作業を代わりに実施できる人を育成する。 ● 代替りの人の確保が難しいなら、業務・作業の実施のマニュアルを整備しておき、いざという時何もできなくなる状況を防ぐ。 	<p>必要な技能、ノウハウ、情報を特定の担当者だけが持ち、他の者が確認や代替ができないと、重大なミスが見逃されたり、不正の温床になったりします。</p> <p>これを防ぐには、共同作業を決め習熟させておくことや、研修を行い代替りの担当者も育成しておくべきです。</p> <p>これが難しい時には、これら業務・作業を緊急時に別の人が何とかできるように、マニュアルを整備しておくことも有効です。</p>
Q 5	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要な事項については、必ず記録を残すルールだけでなく、それを上司に提出したり、部下と共有したり、後任に引き継ぐルールを決めておき、周知徹底する。 ● 記録については、どんな場合に関係の記録文書の有無をチェックするか、ルールを明確にしておく。 	<p>発注者とのやりとりなど、重要な事項については、まずは、記録を残すことが重要です。</p> <p>さらに、記録は本人だけでなく、関係者間で共有することで、記録の意義も活かされます。</p> <p>例えば、担当者の交代時など、どんな場合に参照すべき関連記録文書をチェックすべきなのかを考え、手順や体制を定めておくことも重要です。</p>

これらの事例と具体的な対策例は、中小建設企業の事情に詳しい委員から必要性の指摘を受けて作成された。中小建設企業の日常業務に存在する可能性のある事例を想定したものとなっている。

4. 内部統制向上のための方策

ガイドラインでは、内部統制を向上させるための手順として、①現状把握・内部統制改善計画の策定(Plan)、②内部統制改善計画に沿った取組みの実施(Do)、③取組みに対する評価(Check)、④内部統制改善計画に沿っていない取組みの改善(Act)といった、PDCAサ

イクルによる策定の手順を提示している。

さらに、別添資料として、「中小建設企業のための内部統制の向上に係るチェックリスト」として詳細な内容が示されている。その一部を紹介する。

I. 経営者の規律

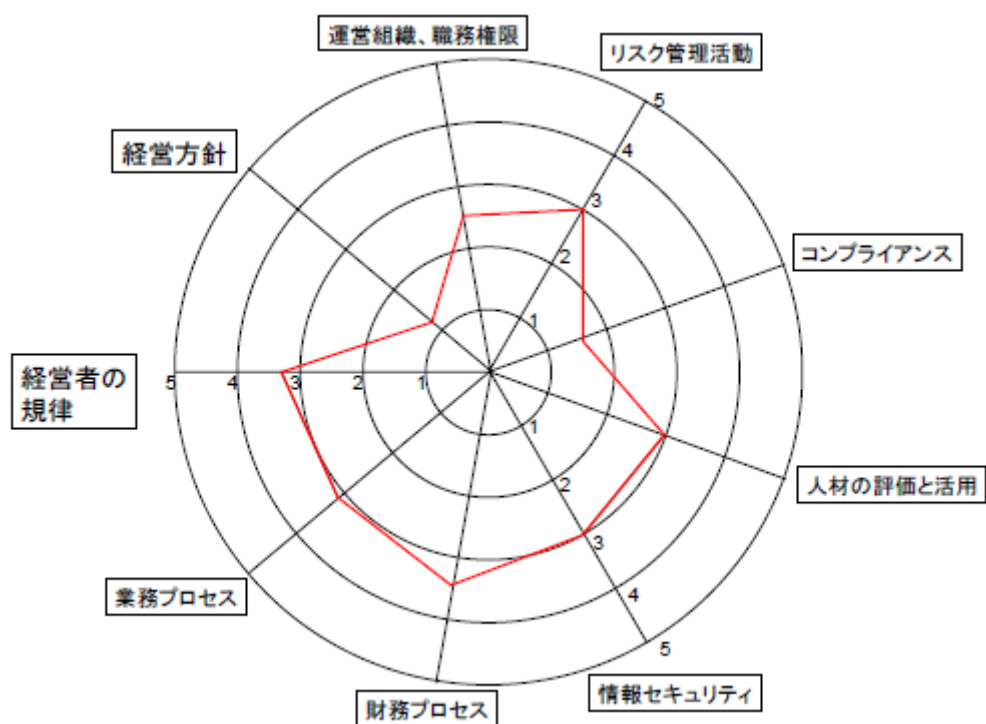
①意思決定機関

	チェック項目	成熟度	評価項目	評価結果	項目に対する解説
1	会社の重要事項の意思決定は、取締役会や経営会議などの意思決定機関となる会議体において決定がなされていますか	5 4 3 2 1	<p>5 社会の環境変化に対応しながら、重要な会議体が定期的（月に1回以上）に開催されることに加え、臨時に会議が開催され、会社の意思決定が迅速になされている</p> <p>4 取締役会又はそれに類する重要な会議体で審議された内容について議事録を作成し、適切に保存されている</p> <p>3 取締役会又はそれに類する重要な会議体については、会議規定（取締役会規定、経営会議規定など）において付議事項が定められ、重要な意思決定はそれらの会議体で行われている</p> <p>2 取締役会又はそれに類する重要な会議体（経営会議など）を定期的で開催している</p> <p>1 重要な意思決定事項は、経営者だけで判断することなく、他の取締役などの経営層と相談して決定している</p>		<p>【解説】：取締役会や経営会議は会社としての意思決定を行うための会議体です。経営者からの一方的な指示や単なる形式的な会議では、適切な意志決定ができていないといえませんが</p> <p>【平均】：重要な会議体において意思決定が必要な事項としては、企業経営に影響が大きい事項、例えば、自社にとって経営を左右する大規模な工事の見積の決定や入札時利益の判断などが挙げられます</p> <p>【発展】：重要な会議で議論された内容が、経営に反映されているかをチェックするために、必ず内容を記録しておくことが大切です</p> <p>【発展】：迅速な意思決定を行うためには、経営に影響を及ぼす事柄が起こった際に臨時に会議を開催することも求められます</p>

以上のように、チェックを 5 段階のどれに該当するかを判断することにより行うこととなっている。

このチェック項目は大きく分けて、「経営者の規律」（3 項目）、「経営方針」（4 項目）、「内部統制に関わる体制構築」（22 項目）の 3 つの分類、全 29 項目で構成されている。そして、このうちの 9 項目（経営者の規律、経営方針、運営組織・職務権限、リスク管理活動、コンプライアンス、人材の評価と活用、情報セキュリティ、財務プロセス、業務プロセス）を抽出し、レーダーチャートを作成することになっている。これにより、自社の現状の分析と対策実施とに内部統制の進展状況が評価できるようになっている。

図表：A社のレーダーチャート



5. おわりに

中小建設企業は、建設市場の縮小の中で厳しい経営状況の中にあり、日々の経営をやりくりするだけで精いっぱいであり、ほかのことにはとても手が出ないのが実情といった声も確かにある。しかしながら、建設業は社会に不可欠な産業であり、また、地域住民の方々の信頼を得て成り立つ産業でもある。そこで、自らの経営を透明化し、適切な業務運営を行うことが不可欠であり、その一つのアプローチがここで示した内部統制ということができよう。

本ガイドラインは、建設企業の内部統制の向上のきっかけとなることを、作成に参加した者の一人として、強く祈念するものである。

このガイドラインは、国土交通省HPの次のアドレスよりダウンロードが可能である。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk1_000010.html

Ⅲ. 建設業景況調査について

(財)建設経済研究所 研究員 比江島 昌

国内の景気動向は、2009年度に入り緩やかに回復の兆しが見えてきていますが、建設業の景気動向は建設投資の減少や競争の激化から厳しい状況が続いています。その建設企業の景況感は業界の景気動向を最も反映しているとも言えるのではないのでしょうか。

その建設企業の経営動向の意識調査を取りまとめている「建設業景況調査」を基に現在の業界動向を見てみたいと思います。

1. 建設業景況調査と他の景況調査との比較

企業の景況調査は、全国規模の調査だけでも数多く実施されている。その代表的なものには、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」や中小企業庁の「中小企業景況調査」などがあるが、これらは全産業を対象とした調査である。前払保証事業会社3社が実施する「建設業景況調査」は、調査項目については他の調査と類する点が多いが、建設企業のみを対象とした調査である。

日銀短観および中小企業景況調査と建設業の対象社数について比較してみると、日銀短観は約1,200社、中小企業景況調査は約2,500社であるが、建設業景況調査の対象企業数は約3,200社であり、建設業を対象とした調査では全国でも大規模な調査である。

建設業景況調査の概要は次節で詳述するが、比較のため日銀短観と中小企業景況調査の概要を述べておく。

(1) 全国企業短期経済観測調査（以下、日銀短観）の概要

全国の企業動向を的確に把握し、金融政策を適切に運営するための指標として活用されている調査である。毎年3、6、9、12月に調査を実施し、それぞれ4月初、7月初、10月初、12月中頃に調査結果を公表している。

調査対象企業は、総務省の「事業所・企業統計調査」をベースにして、全国の資本金2,000万円以上の民間企業の中から調査対象企業を業種別・規模別を考慮して選定している。2009年9月調査の対象企業数は10,235社、有効回答者数は10,133社となっており、そのうち建設企業は対象企業数1,197社、有効回答者数は1,180社（大企業135社、中堅企業184社、中小企業861社¹⁾）となっている。

調査項目は、業況、雇用、資金繰りなどの経営者等の判断に関する項目と、生産、売上、設備投資などの実績値や計画値などの計数に関する項目に大きく分けられ、判断に関する項目は、調査対象企業からの回答を「DI²⁾」という指標に加工集計されている。

¹⁾ 大企業は資本金10億円以上、中堅企業は同1億円以上10億円未満、中小企業は同2千万円以上1億円未満、に区分されている。

²⁾ ディフュージョン・インデックス。経済指標のうち景気の拡大を示している指標の割合を示したもので、算出方法は、例えば業況判断であれば「良い」と回答した企業の社数構成比から「悪い」と回答した企業の社数構成比を引いて算出している。

(2) 中小企業景況調査の概要

中小企業が事業活動を通じて感じ取っている景気動向の変化を幅広くとらえることを目的としている。全国の商工会、商工会議所の経営指導員、及び中小企業団体中央会の調査員による聴き取り調査である。毎年、3、6、9、12月に調査し、翌月の中旬頃に速報を公表し、下旬頃に確報を公表している。

調査対象企業は、中小企業基本法に定義する全国の中小企業で、中小企業を対象とした調査では最大規模といえる。平成21年9月1日時点の調査では、調査対象企業数18,881社、有効回答企業数18,272社となっており、そのうち建設企業は対象企業数2,567社、有効回答企業数2,486社となっている。

調査対象項目は、業況判断、売上額、在庫水準、経常利益、資金繰り、借入難易度、生産設備過不足、経営上の問題点などで、調査対象企業からの回答を日銀短観と同様「DI」に加工集計している。

2. 建設業景況調査とは

前述のとおり、建設業景況調査は建設企業を対象とした景況調査としては全国規模の調査では大規模なものであるが、ここでその概要を示す。

(1) 調査の概要

①調査主体

公共工事の前払金保証事業を営む保証事業会社3社（北海道建設業信用保証（株）、東日本建設業保証（株）、西日本建設業保証（株））3社による合同調査。（以下、保証事業会社）

②調査の目的

建設業の現在の経営動向・業況判断の調査を行い、建設業のおかれている状況を総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としている。

③調査・公表の時期

毎年四半期単位（3月、6月、9月、12月）に調査を実施し、翌月下旬頃に調査結果を公表している。

④調査項目

・業況等について

自社の業況（良い、やや良い、変らず、やや悪い、悪い）

地元建設業界の景気（良い、やや良い、変らず、やや悪い、悪い）

・工事受注について

受注総額（増加、やや増加、変らず、やや減少、減少）

官公庁工事受注額（増加、やや増加、変らず、やや減少、減少）

民間工事受注額（増加、やや増加、変らず、やや減少、減少）

- ・金融・資金繰りについて
 - 資金繰り（容易、やや容易、変らず、やや厳しい、厳しい）
 - 銀行等の貸出傾向（容易、やや容易、変らず、やや厳しい、厳しい）
 - 短期借入金（増加、やや増加、変らず、やや減少、減少）
 - 実際の短期借入金利（1%未満、1%台、2%台、3%台など全9区分）
 - 支払手形の平均サイト（～90日、91～120日、121～150日など全5区分）
 - 受取手形の平均サイト（～90日、91～120日、121～150日など全5区分）
- ・資材の動向について
 - 資材の調達（容易、やや容易、変らず、やや困難、困難）
 - 資材価格（上昇、やや上昇、変らず、やや下降、下降）
 - 資材の調達・価格について
- ・労務の動向について
 - 建設労働者の確保（容易、やや容易、変らず、やや困難、困難）
 - 建設労働者の賃金（上昇、やや上昇、変らず、やや下降、下降）
 - 建設労働者の確保・賃金について
- ・収益について
 - 収益（増加、やや増加、変らず、やや減少、減少）
 - 収益が増加した主な理由、収益が減少した主な理由
- ・現在直面している経営上の問題

⑤調査対象

図表1 有効回答企業数の地域別・業種別内訳数（2009年度第1回調査）

業種 地区	土 木 工 事 業	建 築 工 事 業	土木建築 工 事 業	設 備 工 事 業	合 計
北海道	130	36	73	32	271
東 北	131	78	107	64	380
関 東	191	119	156	127	593
北 陸	99	37	91	48	275
東 海	117	42	67	54	280
近 畿	90	46	76	32	244
中 国	111	41	45	38	235
四 国	75	32	28	25	160
九 州	158	81	77	62	378
合 計	1,102	512	720	482	2,816

保証事業会社と取引のある企業で、経営動向を総合的に反映すると認められる企業から、地区別、業種別、規模別の分布状況を検討しつつ抽出されており、この調査対象企業は原

則として固定化されている。

2009年度第1回調査の対象企業数は約3,200社で、有効回答企業数、地区別・業種別の内訳は図表1のとおりである。全国的にも企業数のウェイトが高い土木工事業が多いものの、概ね主たる業種、地区から調査対象企業を選定している。

⑥集計方法

企業回答を単純集計し、B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス、後述参照）という業況判断指数を用いて調査結果を数値化している。

⑦調査方法

調査票を郵送にて送付するメール調査。

（2）調査データ、グラフの見方について

この建設業景況調査では、B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス）という業況判断指数を用いて調査結果を数値化して表示している。このB.S.I.は、主要な景気判断指数のひとつで、企業に対して行われるアンケート調査の結果から算出されるもので、建設業景況調査では、この結果を折れ線グラフおよび棒グラフの混在グラフで表示してある。

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変化方向別回答数の構成比から全体の趨勢を判断するもので、すべての企業が「良い」とみている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となる。求め方は次のとおりとなっている。

$$B S I = 1 / 2 \left(\left\{ \begin{array}{l} \text{良　　い} \\ \text{やや良い} \end{array} \right\} \text{と回答した} \right. \text{企業構成比} - \left. \left\{ \begin{array}{l} \text{悪　　い} \\ \text{やや悪い} \end{array} \right\} \text{と回答した} \right. \text{企業構成比}$$

例えば、B.S.I.が7.5から△2.5になった場合、これは、前期より景気が良い（景気は上昇局面にある）と判断している企業が多い状態から、前期より景気が悪い（景気は下降局面にある）と判断している企業が多い状態に変っていることを示しており、この上昇から下降への変わり目（0が基準）が対象企業にとっての景気の山、逆の場合を景気の谷とみることができる。

また、よりの確に景気動向の趨勢をみるために、「季節調整」を行っている。「季節調整」とは、統計的な手法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除くことである。例えば、補正予算がなければ、一般に公共工事の受注は年度当初は少なく、年度後半になると伸びる。そこで、ある年の年度後半の伸びが、景気回復によるものなのか単に季節的な変動によるものなのかわかりにくいいため、この季節調整を行い景気動向の趨勢をみる。この調査では、季節的な変動と考えられる調査項目は季節調整を行って結果が表示されている。

3. 建設業景況調査の調査結果（2009年度第1回調査）

建設業景況調査（2009年度第1回調査）の調査結果の主要項目別の動向をみていくこととする。

（1）地元建設業界の景気の動向について

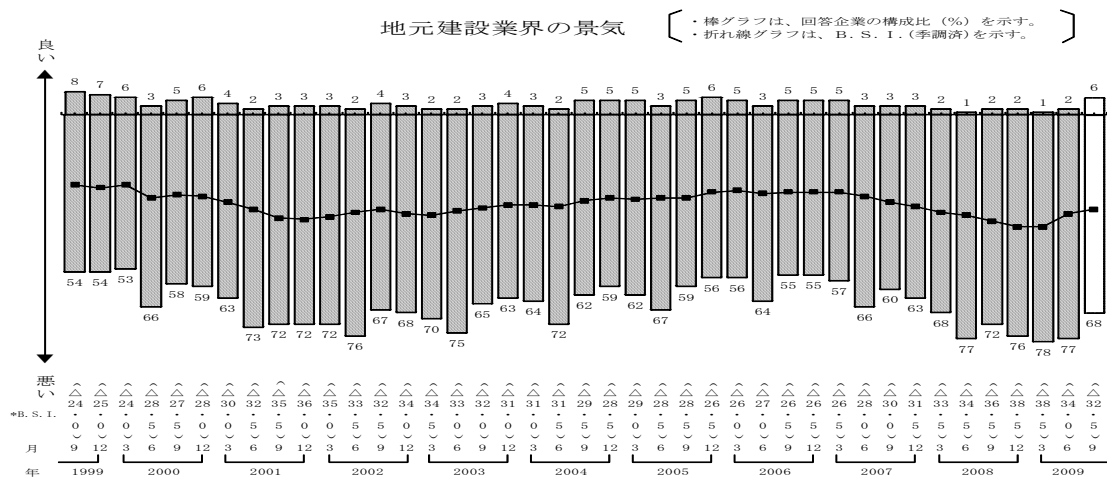
図表2は、地元建設業界の景気についての調査結果を示したグラフである。B.S.I.値の推移（折れ線グラフ、以下同様）をみると、直近では地元建設業界の景気は「悪い」とする傾向がやや弱まっているものの、このグラフで示した1999年9月調査以降でも、低水準である。

日本国内の景気は、バブル崩壊以降長期間低迷していたが、2002年を底に好転し、69ヶ月におよぶ長期的な景気拡大を続けたが、サブプライムローン問題に端を発した世界金融危機の影響を受けて2008年を境に急速に後退した。その傾向は、図表3で示したGDPの推移に表れている。

B.S.I.値の推移をみると、国内の景気動向と同様に、2002年に入ると改善しているが、2007年以降、景気が後退し始めた時期よりも1年早く悪化している。図表4に示した建設投資の推移では、2007年度にかなりの落ち込みが見られ、その影響によるものと考えられる。

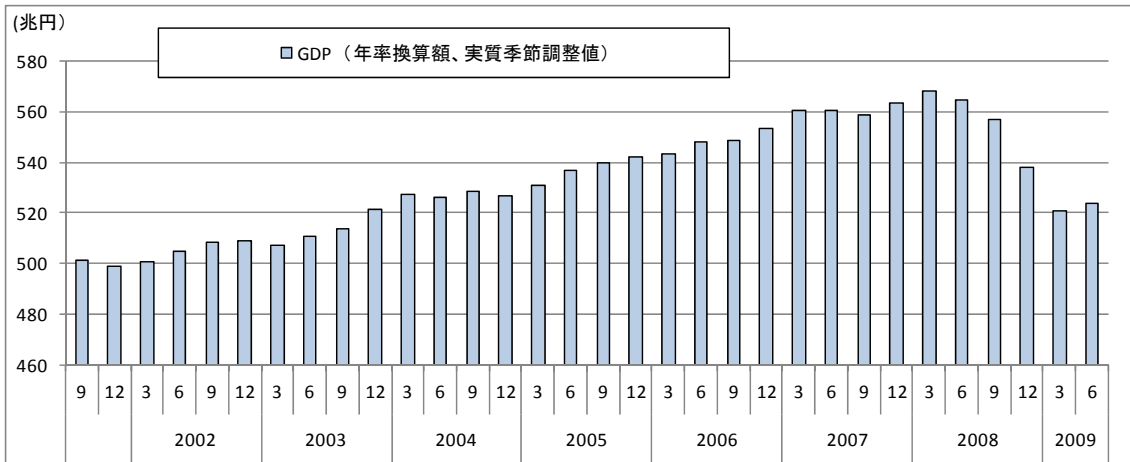
また、地元建設業界の景気が「良い（やや良い）」と答えた企業数の割合をみると、増加することはないが、6%未満で推移している。これは、建設投資が1996年以降一貫して減少傾向にあること、過当競争が続いていること等の要因から建設企業の景況感が好転していないためであると考えられる。

図表2 地元建設業界の景気に関する調査結果



（出典）三保証事業会社「建設業景況調査（2009年度第1回調査）」より、以下同様

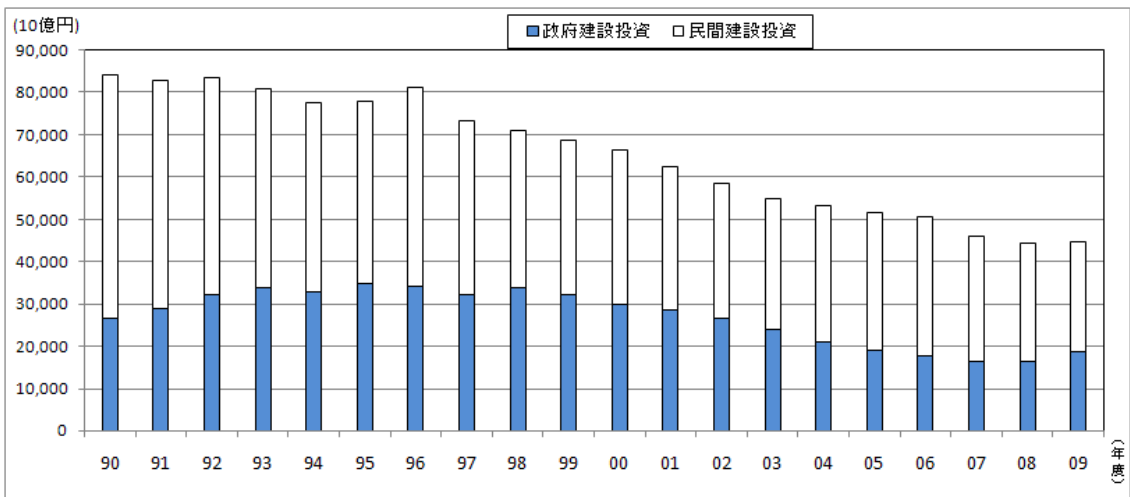
図表3 GDPの推移



(出典) 内閣府「国民経済計算」より

(注) 2000 暦年連鎖価格、実質季節調整の年率換算値を使用

図表4 建設投資の政府・民間別の推移(実質値)



(出典) 国土交通省「建設投資見通し」

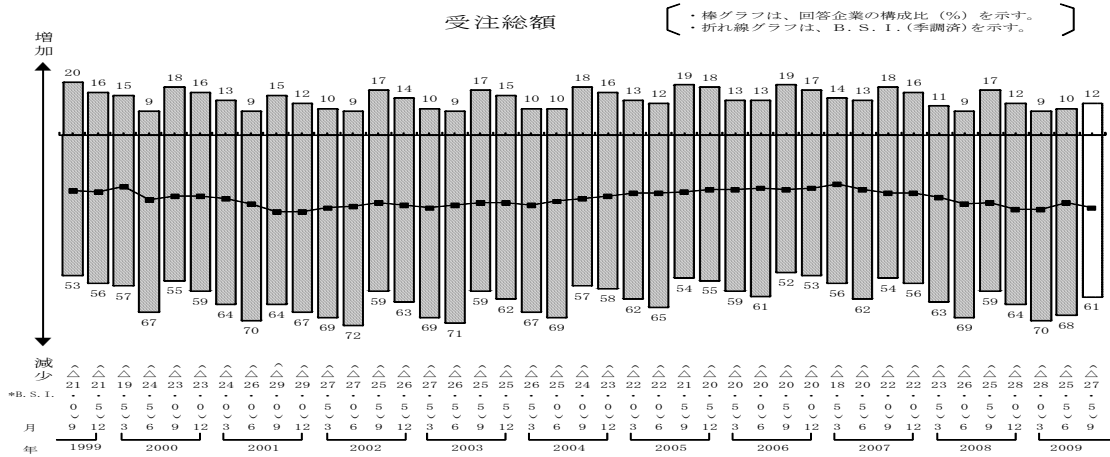
(注) 2000 年度基準の実質値

(2) 受注の動向について

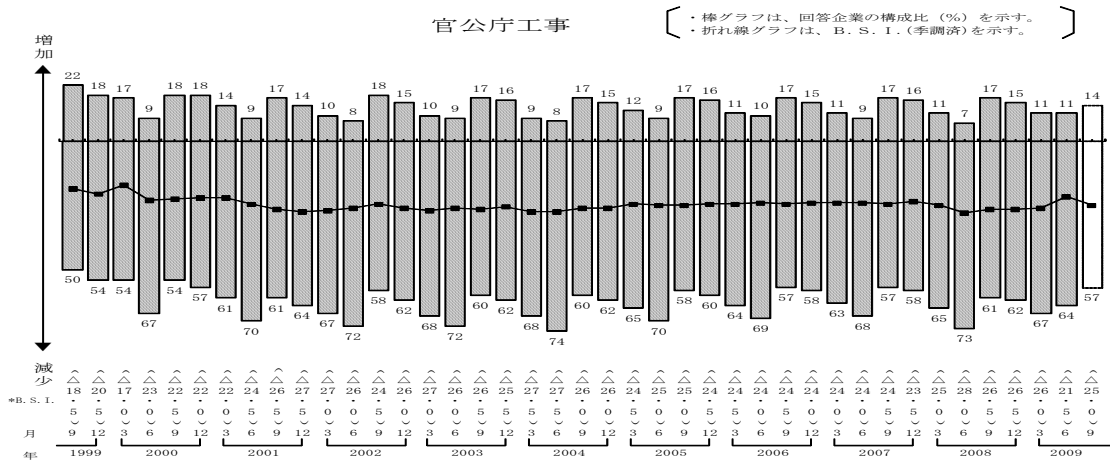
次に、受注に関する景況調査の結果についてみる。図表5は受注総額に関する調査結果を示したグラフである。

まず、受注総額の B.S.I. 値の推移をみると、直近では、減少傾向がやや弱まっているものの、全般に、低水準で推移している状況にある。2002 年に入ると改善しているが、2007 年以降は悪化している。

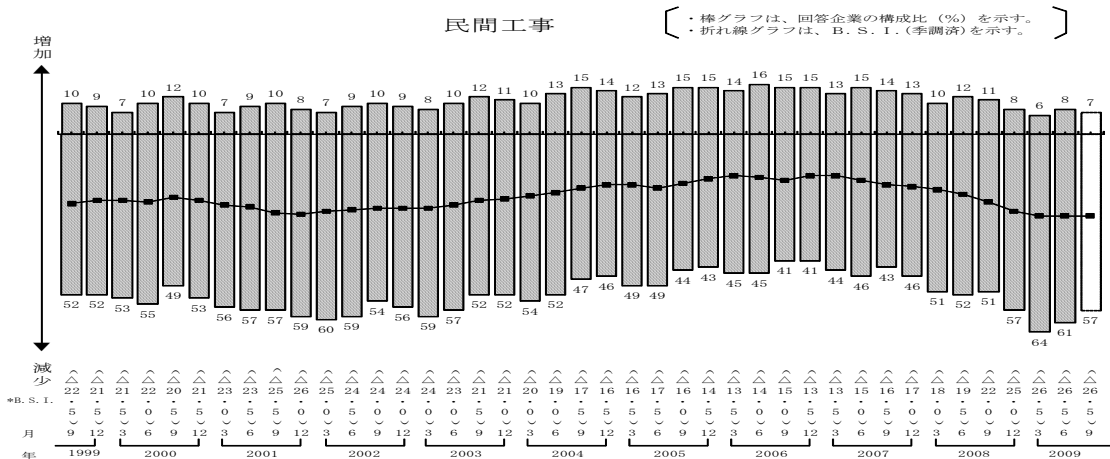
図表5 受注に関する調査結果（受注総額）



図表6 受注に関する調査結果（官公庁工事）



図表7 受注に関する調査結果（民間工事）



図表6は官公庁工事の受注、図表7は民間工事の受注に関する調査である。官公庁工事については、直近ではやや改善しているが、一方で民間工事は直近では横ばいで推移している。官公庁工事については、数次にわたる補正予算等の財政政策による効果によって、受注が僅かながら改善しているものと推察される。

また、10年間の推移をみると、ともに低水準で推移している点では共通しているが、民間工事のB.S.I.値は2006年まで概ね改善しており、2007年以降は急激に悪化している。民間の建設投資額が2004年から2006年まで増加し、2007年から減少したためと考えられる。

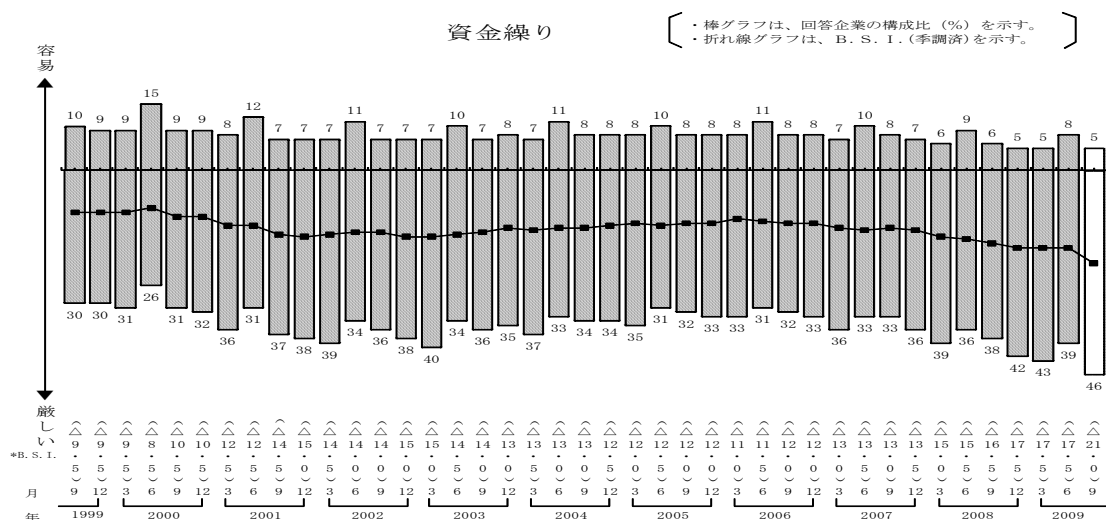
一方で、官公庁工事は、マイナス25ポイントを越える水準で概ね横ばいで推移しており、公共工事の受注に対しては悪い状況が大半を占めている。公共投資が構造改革等の影響もあり、1998年以降減少傾向が続いている影響であると推察される。

(3) 資金繰り・金融の動向について

図表8は、資金繰りに関する調査結果を示したグラフである。B.S.I.値の推移をみると、直近では横ばいとなっており厳しい傾向が続いている。10年間の推移をみると、2000年第2四半期を境に悪化し、その後、若干の上下はあるものの、2002年第4四半期から2006年第1四半期までは改善し、それ以降は再び悪化している。このような緩やかな変動はあるが、2000年第3四半期以降は一貫してマイナス10ポイント以上の「厳しい」傾向が続いている。

また、「容易」「厳しい」と答えた回答企業数の割合をみると、毎年第2四半期に「容易（やや容易）」と回答した企業数の割合が多くなっており、これも年度末に竣工した工事代金の回収によって資金面に余裕ができるといった建設業の特徴が表れている。

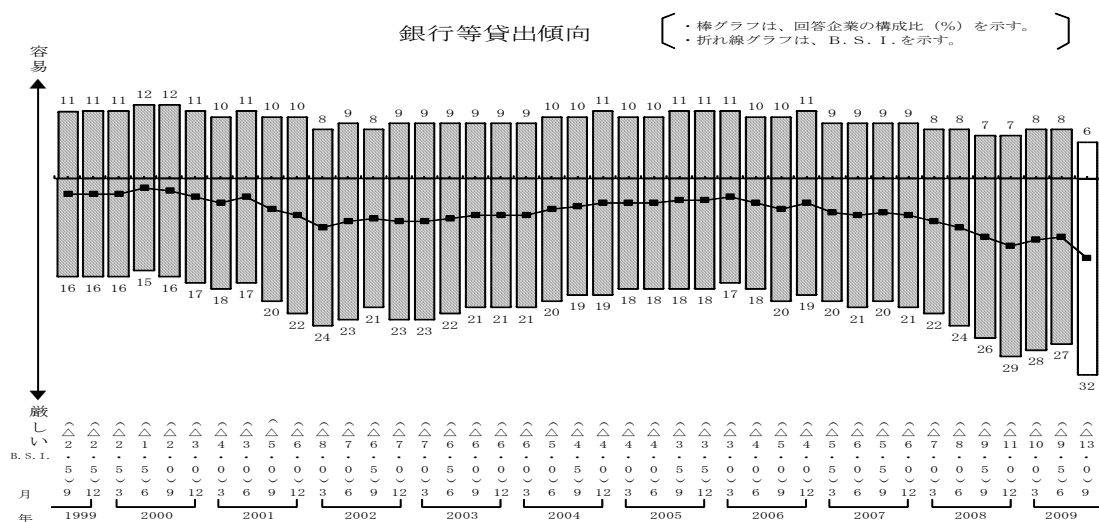
図表8 資金繰りに関する調査結果



図表 9 は、銀行等貸出傾向に関する調査結果を示したグラフである。B.S.I. 値の推移をみると、2009 年に入りやや改善している。10 年間の推移をみると、2002 年以降、緩やかに改善していたが、2006 年以降は反転して悪化している。また、次期見通しについては、「厳しい」とする傾向がやや強まる見通しであり、これは資金繰りでも同様の傾向であり、先行きに対する懸念が大きいといえる。

特に中小企業は、借入金に依存した経営を行っていると考えられるが、日本銀行の貸出先別貸出金のデータによれば、金融機関の建設業に対する貸出金の割合は一貫して減少傾向にあり、建設投資が減少しているため資金需要が低下していることも要因にはあるものの、建設業の資金調達は厳しさを増していると推察される。

図表 9 銀行等貸出傾向に関する調査結果

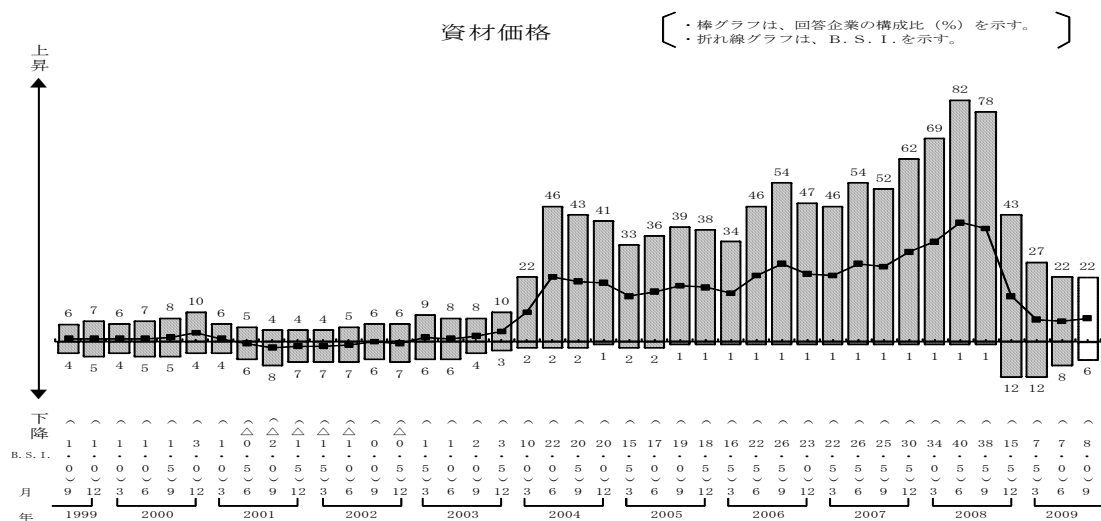


(4) 資材の動向について (資材価格)

図表 10 は、建設業景況調査の資材価格に関する調査結果を示したグラフである。B.S.I. 値の推移をみると、2009 年に入り横ばいで推移している。10 年間の推移をみると、2004 年第 2 四半期から急激に上昇し、上昇圏で増減を繰り返しながら 2008 年第 2 四半期まで上昇している。その後は急激に下降している。

資材価格は、新興国の資源需要増大の背景がある中で、サブプライム問題により投機的資金が資源へと流れ込み原油価格等が 2007 年中頃から大幅に上昇したが、その傾向は概ね一致しているといえる。

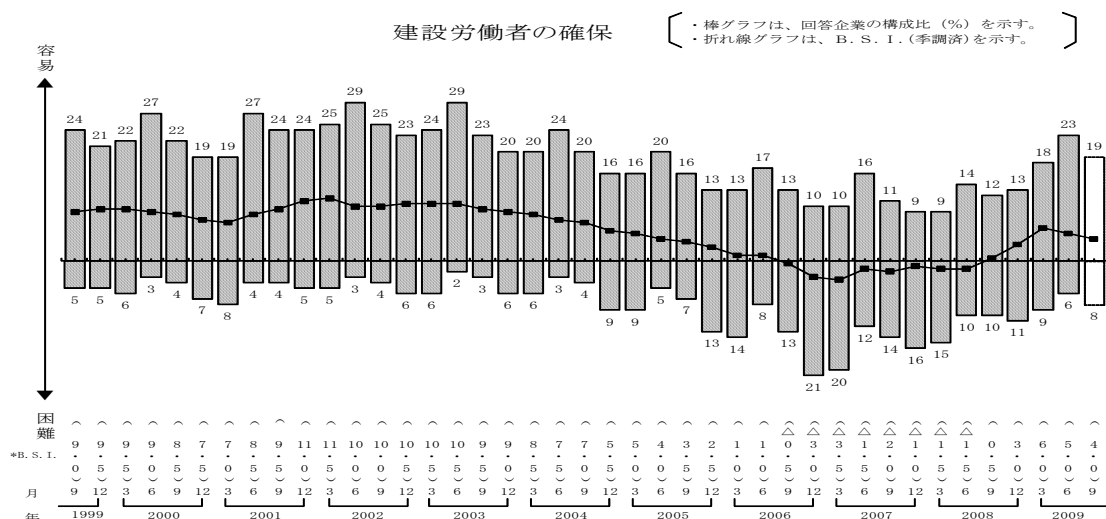
図表 10 資材価格に関する調査結果



(5) 労務の動向について (建設労働者の確保)

図表 11 は、建設労働者の確保に関する調査結果を示したグラフである。B.S.I.値の推移をみると、建設労働者の確保は 2008 年後半より容易となっている。過去 10 年間の推移をみると、2003 年第 3 四半期から緩やかに悪化し、2006 年第 3 四半期から 2008 年第 2 四半期にかけて困難とする傾向が続いている。

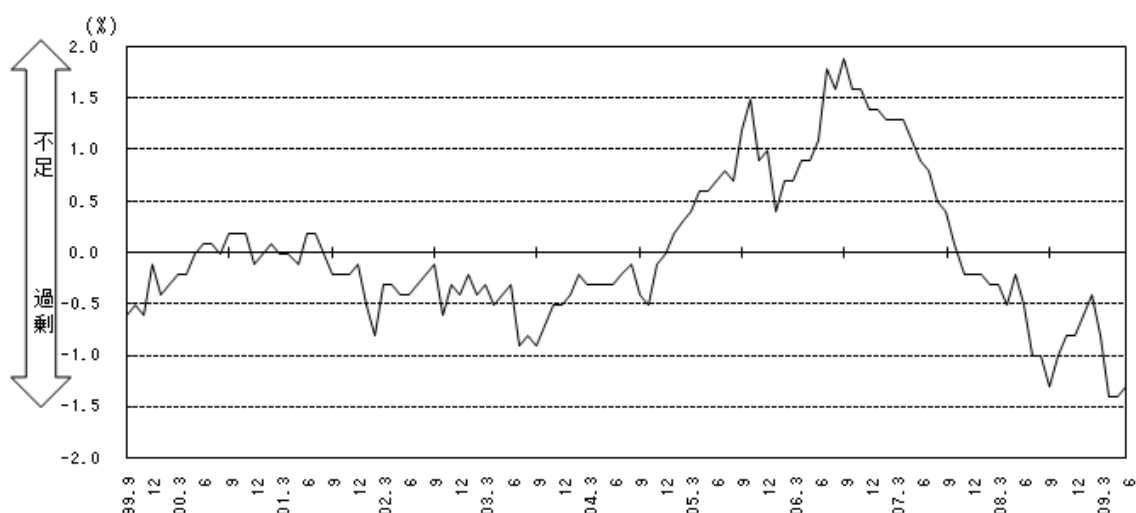
図表 11 建設労働者の確保に関する調査結果



図表 12 の建設技能労働者の不足率 (季節調整値) の推移と比較すると、B.S.I.値の動きと概ね一致している (グラフの方向が上下で逆であることに留意)。なお、建設労働需給調

査では 2007 年後半には既に建設労働者の「過剰」が現れているが、B.S.I.値では 2008 年前半まで「容易」が顕在化していないというズレがみられ、これは調査対象、調査方法等の違いによると推測される。

図表 1 2 建設技能労働者不足率の推移（8 職種³計、全国平均）



（出典）国土交通省「建設労働需給調査」より （注）季節調整値を使用

（6）収益の動向について

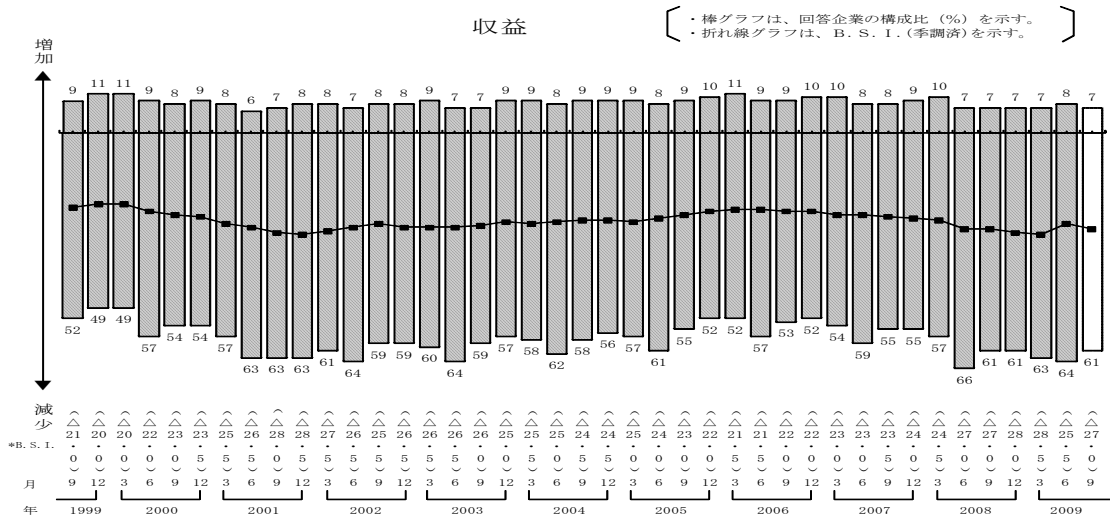
図表 1 3 は、収益に関する調査結果を示したグラフである。B.S.I.値の推移をみると、直近ではやや改善している。しかし、10 年間の推移をみると、マイナス 20 ポイントを超える低水準で推移しており、収益が「減少」傾向にあると回答する企業の割合も約 50%以上の状況にある。

また、図表 1 4 は財務省「法人企業統計調査」内の建設業の営業利益、経常利益（原数値）を示したグラフであるが、季節による変動が見られるものの、年々減少している傾向が見受けられ、企業の収益環境の厳しさがうかがえる。

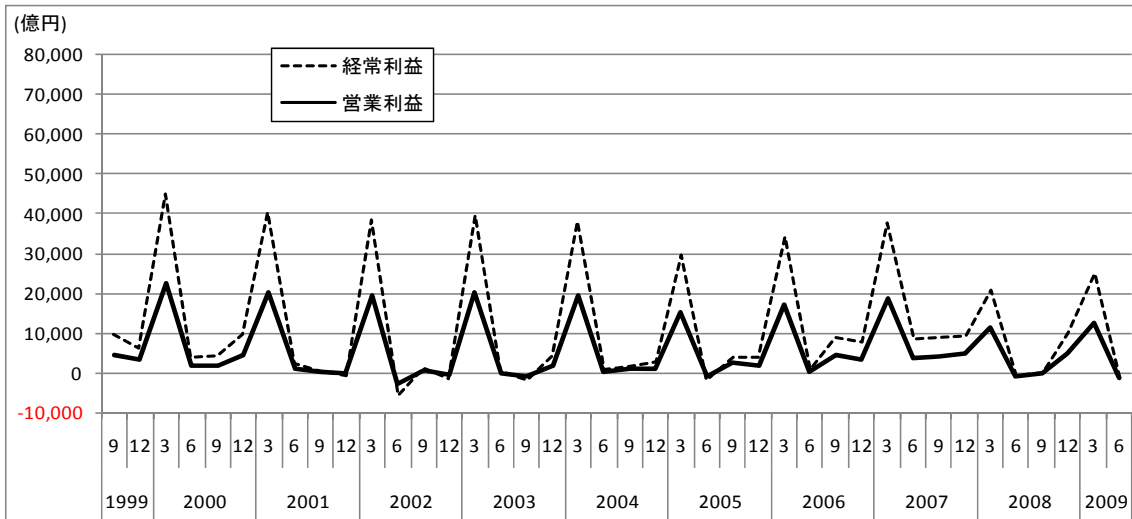
建設業景況調査の調査項目にある収益の減少理由をみると、完成工事高の減少が最も多く、競争激化、発注単価の低下の順となっている。建設投資の減少や、供給過剰による過度な価格競争などの要因が企業の収益に多大な影響を与えていることが推察される。

³ 型枠工(土木)、型枠工(建築)、左官、とび工、鉄筋工(土木)、鉄筋工(建築)、電工、配管工の 8 職種。

図表 1 3 収益に関する調査結果



図表 1 4 営業利益・経常利益の推移（建設業）



(出典) 財務省「法人企業統計調査」より (注) 原数値を使用

4. おわりに

建設投資の縮小や過当競争といった環境の中、建設企業は厳しい経営を強いられており、また、近年、経済情勢が急速に変化している。これらに対応して的確な対策を講じてくためには、計数的に把握できる統計調査とともに、景気や環境の変化を直接実感している企業の認識を把握できる景況調査も、非常に有用性が高いといえよう。建設業景況調査が建設業界の特化した重要な業界指標の一つとして、広く活用されることが期待される。

IV. 建設関連産業の動向 — 管工事業 —

今月は、管工事業についてレポートします。2009年7月号に掲載した電気工事業と並んで設備工事業における代表的な業種です。先日たまたま本稿執筆のために休日出勤したところ、当研究所が入居するビルでは空調ダクトの交換工事を実施中でしたが、これも管工事です。

1. 管工事業の概要

「管工事業」は建設関係者以外にはなじみの少ない用語かもしれない。空調衛生工事を専業で手掛ける建設企業のなかには、上場企業で売上高が1,000億円を超えるような大手の企業も存在する。これらの企業の経営事項審査結果をみると、当然完成工事高のほとんどは管工事である。

建設業許可28業種のひとつである管工事業について国土交通省は、「冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事」と定義している。また、管工事に該当するものの例示として、冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、を挙げている。つまり「管」とはいいながら工事の内容的には、管に接続され、管によって輸送される気体や液体を加熱・冷却したりなどする設備機器の設置等も含んでおり、金額的にはむしろこちらの方が主であると考えられる。

さて、冷暖房、空調、給排水、衛生等の設備はおよそ人間の居住する建築物には不可欠なので、建築物の新設の際には必ず実施される工事であり、また一般に設備機器の耐用年数は建築物の躯体の耐用年数よりも短いので、建築物のライフサイクル中で何度か設備機器の更新が実施される。耐用年数の一例を図表1に示す。

図表1 設備機器の耐用年数

	ボイラ・鑄鉄	冷凍機 遠心式	ファンコイル ユニット	一般揚水ポンプ
BELCA ¹	25	20	15	15
法定耐用年数	15	15	15	15

(出典) BELCAおよび国税庁

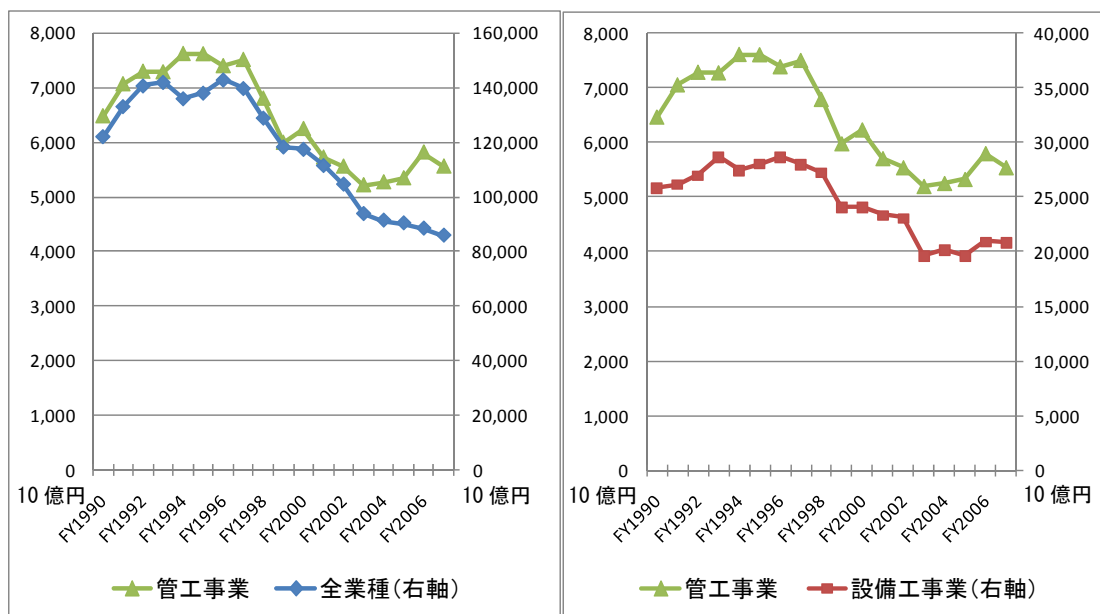
¹ 社団法人 建築・設備維持保全推進協会

2. 完成工事高と利益の推移

管工事業の完成工事高の推移を全業種（図表2左）および管工事業を含む設備工事業全体（図表2右）と比較する。いずれの категорияも、バブル経済崩壊以後は減少傾向を続けている。なお、categoryが小さくなるほど小刻みな変動（振れ）がみられるのは統計データの特性と考えられる。

注目されるのは、管工事業の完工高に2003年度にボトムを記録して以来回復傾向がみられることである（2007年度は再び下がったが、絶対的な水準は前々年度より高い）。設備工事業にも類似した傾向がみられるが、全業種では当該期間において一貫して減少を続けておりトレンドが異なっていると言える。

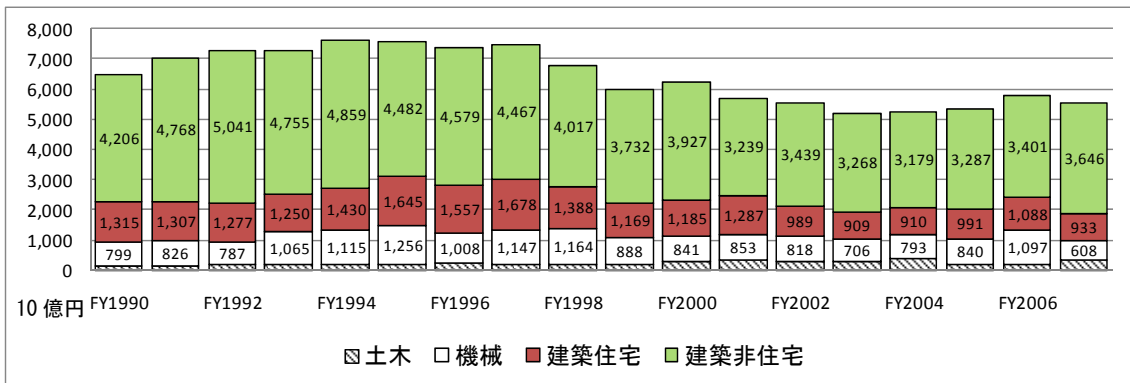
図表2 完成工事高の推移



（出典）建設工事施工統計調査

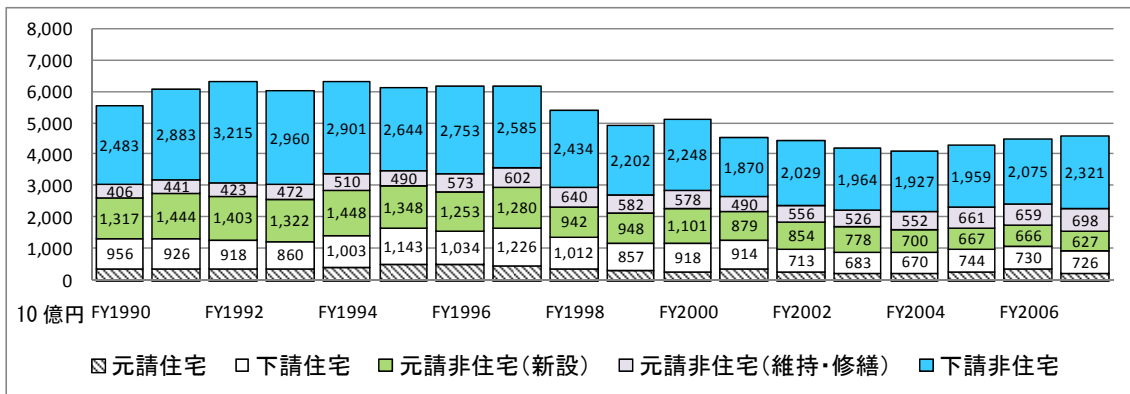
次に完成工事高の内訳の推移を図表3および図表4に示した。項目別のシェアでは「建築非住宅」が最も大きく、「建築非住宅」のなかでは「下請」が最も大きい。先述の2004年度からの完成工事高の増加基調に寄与しているのは主に「下請非住宅」であることが分かるが、使用した統計では下請については新設と維持・修繕を分けて集計していないため、「下請非住宅」のうち維持・修繕部分が伸びているのか否かの判断ができない。しかし、非住宅建築物のうち事務所などは1990年度に高い着工量のピークを記録していることや、図表1の設備機器の耐用年数などを考慮し、さらに「元請非住宅」の維持・修繕が当該期間に増加基調であることを考えると、この数年間「下請非住宅」のなかで維持・修繕が伸びている可能性は高いと考えられる。

図表3 完成工事高の推移（土・建・機械別内訳）



(出典) 建設工事施工統計調査

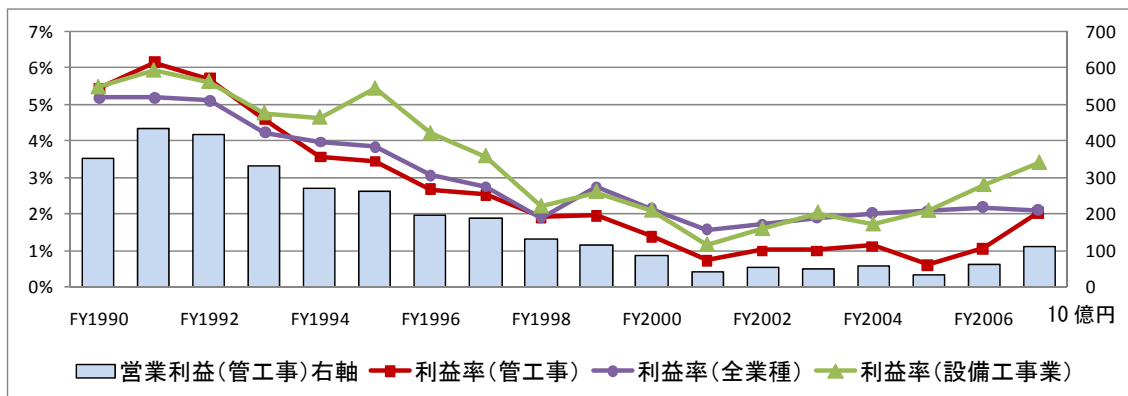
図表4 完成工事高の推移（建築の内訳）



(出典) 建設工事施工統計調査

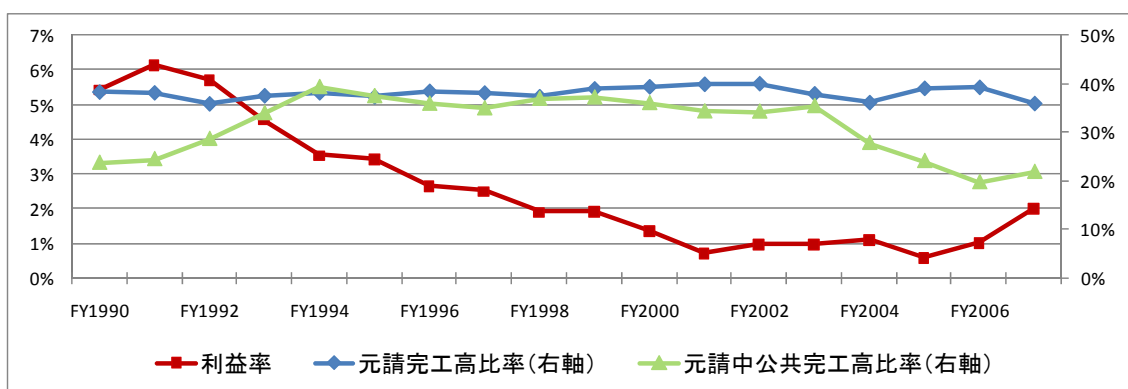
図表5には利益額と完成工事高営業利益率の推移を示している。建設工事施工統計調査では、利益についての調査項目は営業損益のみであり、損益区分別の金額や完成工事原価の要素別内訳のデータはない。標本調査から全体推計を行う統計を用いていることや、近年の利益率が1~2%と絶対的に小さな数値であることを考えると、考察には慎重にならざるを得ないが、それでも1999年度以降の一貫したトレンドであることから、近年の管工事業の利益率は全業種、又は設備工事業全体と比較して低かったと言ってよいだろう。2006年度以降に管工事業の利益率が回復基調にあるとみられることについては、数年先のデータが出るまで判断を留保したい。一般に昨今の情勢では元請受注の方が下請受注よりも、また公共受注の方が民間受注よりも利益率は高い場合も多いと考えられるが、図表6をみる限りこれらの要因と利益率との相関は見出せない。受注形態のほかにコスト要因等も強く影響しているためと考えられる。

図表5 営業利益と完成工事高営業利益率の推移



(出典) 建設工事施工統計調査

図表6 完成工事高営業利益率と元請完工高比率、元請中公共完工高比率の推移



(出典) 建設工事施工統計調査

図表5のデータの値は当該業種全体のものであったが、事業者の規模によって利益率に違いはあるのだろうか。一般的には建設業に限らず産業全般で大企業の方が中小企業よりも収益性が高いと考えられる。図表7をみると、2007年度においては規模の大きい大臣許可事業者は利益率が高いようであるが、知事許可の法人と個人の事業者との比較では個人の方がやや高い。

図表7 完成工事高営業利益率と1事業者あたりの完成工事高 (2007年度・百万円)

	管工事業		全業種		設備工事業	
全事業者	2.0%	385	2.1%	402	3.4%	462
大臣許可 (法人・個人)	2.3%	5,992	2.7%	6,767	3.9%	5,783
知事許可・法人	1.7%	195	1.3%	221	2.7%	209
知事許可・個人	2.1%	137	2.2%	45	2.8%	83

(出典) 建設工事施工統計調査

有価証券報告書提出会社は完成工事原価報告書が容易に参照できるので、図表8にいくつかの建設企業の完成工事原価の構成比を示した。規模的には業種のなかでトップクラスの企業である。管工事を主とする企業は、材料費の占める割合が総合建設企業²と比較して明らかに高いことが分かる。

図表8 上場建設企業の完成工事原価の構成比

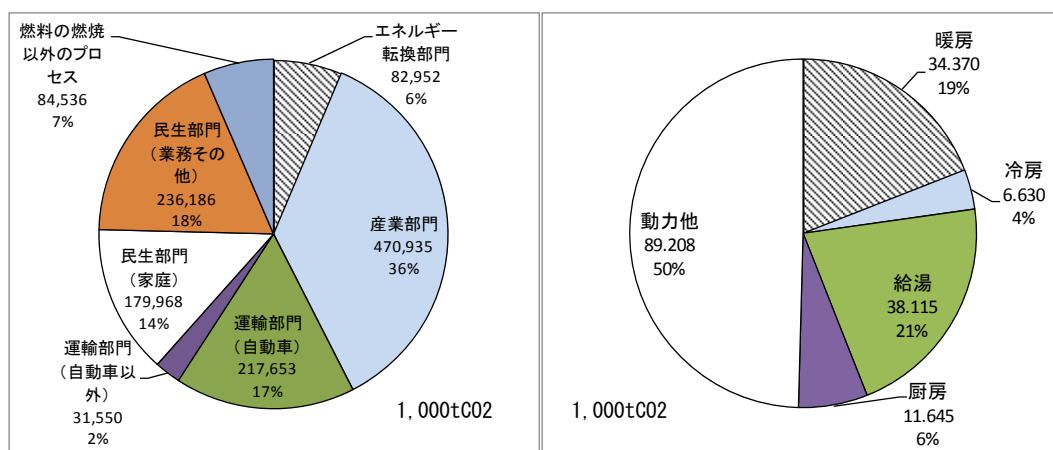
企業名	高砂熱学工業	三機工業	大気社	ダイダン	鹿島建設
管工事比率 ³	100.0	68.8	76.0	77.3	0.5
材料費	29.2	29.6	34.5	38.0	12.2
労務費 ⁴	10.3	—	3.0	—	9.4
外注費	46.3	54.3	47.2	47.8	65.4
経費	14.2	16.1	15.3	14.2	13.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出典) 各社の有価証券報告書(2009年3月)および経営事項審査結果通知書(2008年3月)

3. 環境問題と管工事業

数ある環境問題のなかでも、地球温暖化対策は現在最も注目されているもののひとつである。ポスト京都議定書の温室効果ガス排出量の削減目標をどの水準に設定すべきか、またそれが各産業にどのような影響をもたらすのかに関心が高まっている。

図表9 CO2の部門別排出量(左)と民生部門(家庭)の内訳(右)(2007年度)



(出典) 国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィスのデータをもとに作成

² 表中には1社しか示していないが、各社ともおおむね10%台前半の材料費率である

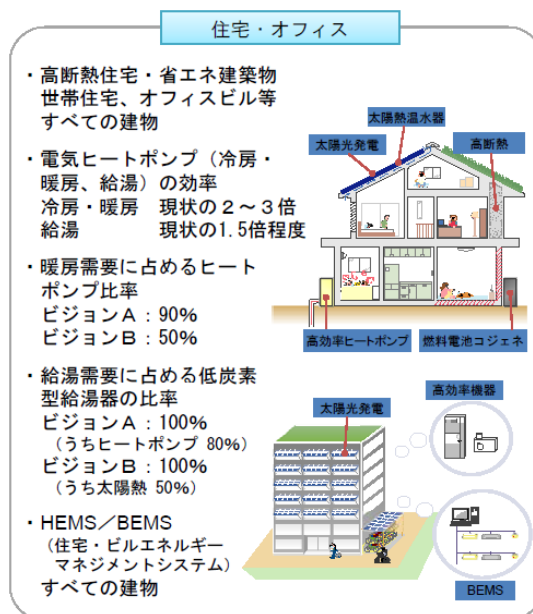
³ 経営事項審査結果通知書における、完成工事高2年平均又は3年平均に占める管工事の割合

⁴ 大手企業では労務費は全て労務外注費のこともあり、その場合労務費を外注費に含めている企業もある

図表9には主要な温室効果ガスであるCO2の排出量の内訳を示しているが、民生部門の家庭では冷暖房と給湯とで排出量の半分弱を占めており（図表9の右側のグラフ参照）、内訳のグラフは示していないが業務その他⁵部門でも同様の傾向があるので、対策が必要な分野である。たとえば空調については、建築物の断熱性能の向上、設定温度の調整、空調機器の高性能化などによってCO2排出量の削減が可能だか、空調機器の更新が前倒して進むなどすれば管工事業のビジネスチャンスとなり、設備機器のメーカーともども環境特需の恩恵を受けることができるかもしれない。

環境省の「温室効果ガス2050年80%削減のためのビジョン」では、建築物の空調や給湯分野でも大幅な排出量削減を目指しており、管工事業の今後も注目される。

図表10 温室効果ガス2050年80%減のためのビジョン（住宅・オフィス分野）



（出典）環境省

（担当：研究員 柳澤 啓一）

⁵ 業務その他部門とは、産業・運輸部門に属さない企業・法人部門であり、事務所、卸小売、学校、病院などが該当する

編集後記

私事で恐縮だが、最近自転車を新調した。先日も隣町まで足を伸ばし、7km の道のりを自転車で走った。平坦で舗装された道を風をきって走るのは実に気持ちいいものである。

実は今まで自転車の必要性を感じたことがなかった。というのも、東京に赴任する前の5年間、私は長崎にいた。長崎といえば、言わずと知れた坂道の街。長崎市民の実に7割が斜面に住んでいるというのだから驚きである。道が突然途切れ、階段が出現するのも長崎ならではの光景であろう。そして、その階段の多さに反比例するように自転車に乗っている人の数が実に少ない。便利な道具“自転車”も長崎では逆に不便な道具になってしまうのである。当然、自転車店の数も少なく、“自転車屋”と書かれた店でも扱っているものの大半はバイクである。

自転車文化センター2006年のデータによると、長崎の自転車保有台数は5.4人に1台。全国平均台数が1県あたり1.8人に1台というのだからかなり少ない。これは沖縄に次いで全国で2番目に少ない。ちなみに東京都は1.5人に1台。東京に来て自転車の多さに驚いたのも無理はない。後ろと前に子供を乗せ、自転車を走らせる母親の姿は危なっかしさを通り越し、力強ささえ感じる。

長崎の交通手段は専ら自分の足。数百段もある階段を、買い物袋を持ったおばあさんが、ランドセルを背負った小学生が、赤ちゃんを抱っこしたお母さんが・・・毎日毎日当たり前のように上り下りする。

私も例外なく階段を利用していたが、真冬でも汗ばむほどきつい。しかし、そんな階段の途中には“休石（やすみいし）”と書かれた高さ50cm程度の円柱の石がところどころ置かれている。それはどこの階段にも坂道にも置かれており、長崎では当たり前の光景である。その名の通り、誰でもそこに腰を下ろし休むことが出来る。

休石に座って一息つき、眼下に広がる光景を眺めるのも実にいいものである。ここまで上ってきたという達成感が心地よく、残りの道のりを頑張ろうという意欲が沸いてくる。

赴任半年。まだまだ慣れないことだらけで反省の毎日である。ここでの業務は私にとってはまさに長崎の坂。今は休石で一息つく間も余裕もない。ましてや自転車でかっ飛ばすなど考えられない。しかし、その頂上に辿り着いたとき、その下に広がる光景は実に気持ちいいものであろう。ここまでやったという達成感とその工程はきっとこれからの自信に繋がるはずである。

(担当：研究員 比江島 昌)